

第1章 総則

この章では、俱知安町地域防災計画策定の目的をはじめ、計画の構成や計画推進に当たっての基本事項、防災関係機関等の事務や町民及び事業者の基本的責務等が示されています。

第1節 計画策定の目的	1-1
第2節 計画の構成	1-2
第3節 計画推進に当たっての基本となる事項（防災ビジョン）	1-3
第4節 計画の修正要領	1-5
第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	1-6
第6節 町民及び事業者の基本的責務等	1-10
第1 町民の責務	1-10
第2 事業者の責務	1-11
第3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進	1-11
第4 町民運動の展開	1-12

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、俱知安町防災会議が作成する計画であり、町において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係各機関が、その機能の全てをあげて町民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。

1. 町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、町、道、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
2. 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること
3. 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること
4. 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること
5. 災害復旧に関すること
6. 防災訓練に関すること
7. 防災思想の普及に関すること

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）」の主にゴール1、11、13、17の達成に資する



ものである。

※持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第 2 節 計画の構成

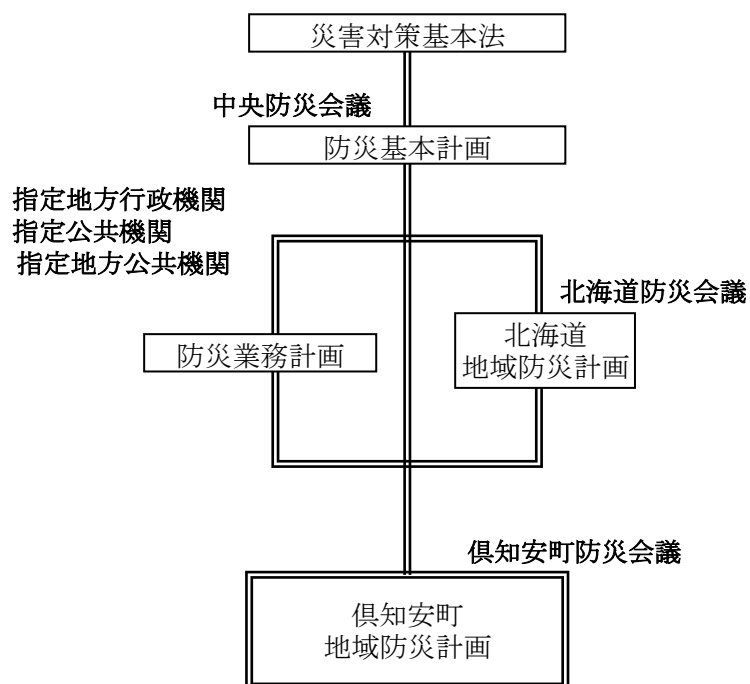
本計画は町の総合的な防災計画として策定され、「災害対策基本法」をはじめ、中央防災会議が国の防災指針を定める「防災基本計画」、北海道防災会議が定める「北海道地域防災計画」及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が定める「防災業務計画」と密接に関連し、これら上位計画との整合性を有している。

本計画は、町における災害対策のうち、おもに地震、風水害に関する計画であり、台風や集中豪雨等による崖崩れ、土石流などの土砂災害についても適用する。

本計画は本編の他、次の各編から構成する。

1. 原子力防災計画編
2. 資料編

これらの計画は、水防法に基づく倶知安町水防計画とも調整を図るものとする。



図表 1-1 倶知安町地域防災計画の位置づけ

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項（防災ビジョン）

本計画は、北海道地域防災計画第1章第3節を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

1. 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
2. 自助（町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道、及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
3. 災害時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
4. 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
5. 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図る。

また、町、各防災関係機関、事業所、自主防災組織及び町民は、町民の生命・身体そして財産を災害から守るために、地震や水害などの災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、それぞれの役割を十分に果たし、一致団結して予防・応急・復旧等の防災対策を全力をあげて実施しなくてはならない。

ここに、本計画の目的を以下のように定め、町、各防災関係機関、事業所、自主防災組織及び町民が一体となって、本計画に基づいて町における防災対策を推進して行く。

町、各防災関係機関、事業所、自主防災組織及び町民が、相互に協力・連携する防災体制を確立し、災害に強いまちづくりを推進していく。

本計画の目的を達成するための防災対策は、次頁に定める防災ビジョン（計画の方針）にのっとり推進していく。

俱知安町の防災ビジョン ～明日のまちづくりのために～

防災予防活動の強化

- 町民の防災知識普及と防災意識醸成のために、継続的、計画的広報活動を行います。
- 地区、職場、学校など全町の総合的防災訓練を継続実施するとともに、自主防災組織の育成や自主防災活動の活発化を推進します。
観光リゾート地における防災体制の整備について、事業所等と協力して実施します。
- 地震災害等に備えて、公共施設等の点検をするとともに、新設・改築等の機会をとらえて耐震対策を推進して、避難場所や避難道路について、防災の視点から整備を進めます。
- 災害時に必要な資材・機器類の緊急調達の方法を確立し、災害時において迅速に対策が行えるよう体制を整えます。

防災協力体制の確立

- 関係機関・団体等との緊密な連絡体制を確立し、災害予防や災害時における迅速・的確な対応を確保します。
- 関係機関・団体等と連携して、防災相互応援協定など近隣町村等との広域的防災体制に基づいて、定例的な情報交換・協議を行い防災対策体制を確立します。

災害時の生活対策の充実

- 災害発生時に必要な食料、飲料水、生活必需品、医薬品の緊急調達の方法を確立し、災害時において、町民の生活を支える応急対策活動体制を整えます。
- 障がい者や高齢者、乳幼児をはじめ、日本語の分からない外国人などの要配慮者（避難行動要支援者）に対する災害時の援護体制を整備していきます。
- 迅速・円滑な除排雪体制、町民等との共同による除排雪や住環境整備のルールづくりとあわせて、厳冬期の災害発生に備えた応急対策を実施します。

第 4 節 計画の修正要領

町防災会議は、基本法第 42 条に定めるところにより町防災計画に随時検討を加え、概ね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

1. 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき
2. 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき
3. 新たな計画を必要とするとき
4. 防災基本計画の修正が行われたとき
5. その他町防災会議会長が必要と認めたとき

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

本計画について、基本法第 42 条第 6 項の規定による道防災会議の意見は、知事が定める本計画の全体に通ずる基本方針について行うものとし、個別の本計画がその基本方針に基づき作成（修正）されている場合は、個別的な意見は、これを省略することができるものとする。

第5節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議構成機関、町、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するに当たり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

1. 倶知安町

事務又は事業
(1) 町防災会議に関する事務を行うこと。 (2) 町災害対策本部の設置及び組織の運営を行うこと。 (3) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、町内災害予防応急対策の総合調整を行うこと。 (4) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。

2. 指定地方行政機関

機関名	事務又は事業
小樽開発建設部 倶知安開発事務所	(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応実施による町への支援（リエゾン派遣）に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 (4) 災害対策用資機材等の地域への支援に関すること。 (5) 一般国道の維持防災及び輸送確保に関すること。 (6) 雨量、水位、その他河川状況等の情報収集に関すること。
北海道農政事務所	農林水産省が調達及び供給した応急食料等の供給状況に係る確認等に関すること。
後志森林管理署	(1) 国有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること (2) 国有林の復旧治山並びに予防治山を行うこと。 (3) 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。 (4) 災害時において町が要請した場合に、可能な範囲において緊急対策及び復旧用資材の供給を行うこと。 (5) 災害時において町が要請した場合に行う現地情報連絡員（リエゾン）の派遣に関すること。
札幌管区气象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関すること。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
小樽労働基準監督署 倶知安支署	事業所、工場等の産業災害の防災対策を図ること。
北海道総合通信局	(1) 災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと。 (2) 非常通信協議会の運営に関すること。

3. 自衛隊

事務又は事業
(1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。 (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

4. 北海道

機関名	事務又は事業
後志総合振興局	(1) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄その他災害予防措置を講じること。 (2) 災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 (3) 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整を図ること。 (4) 自衛隊の災害派遣要請を行うこと。 (5) 災害救助法に基づき災害応急対策を行うこと。 (6) 広域応援体制の調整を図ること。
後志総合振興局 小樽建設管理部 真狩出張所	(1) 道道、河川の災害復旧対策を行うこと。 (2) 水防団体に対する技術指導を行うこと。
後志総合振興局 保健環境部 保健行政室 (倶知安保健所)	医療・救護対策を行うこと。
後志総合振興局 森林室	(1) 道有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 (2) 道有林の復旧治山並びに予防治山を行うこと。 (3) 林野火災の予防対策をたて、その未然防止を行うこと。 (4) 災害時において町が要請した場合に、可能な範囲において緊急対策及び復旧用資材の供給を行うこと。

5. 北海道警察

機関名	事務又は事業
倶知安警察署	(1) 町民の避難誘導及び救助救出並びに緊急交通路の確保に関すること。 (2) 災害情報の収集に関すること。 (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。 (4) 犯罪の予防、取締り等に関すること。 (5) 危険物に対する保安対策に関すること。 (6) 広報活動に関すること。 (7) 町他、各防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

6. 指定公共機関

機関名	事務又は事業
北海道旅客鉄道株式会社 (J R 北 海 道) 倶 知 安 駅	(1) 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと
東日本電信電話株式会社 北 海 道 事 業 部	(1) 気象官署からの警報を町に伝達すること (2) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電信電話の利用制限を実施し重要通信の確保を行うこと
株式会社 N T T ドコモ 北 海 道 支 社	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
K D D I 株 式 会 社 北 海 道 総 支 社	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
ソ フ ト バ ン ク 株 式 会 社	非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
日 本 赤 十 字 社 倶 知 安 分 区	(1) 災害時における医療、助産、遺体処理等の救助業務を実施すること (2) 民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整を行うこと (3) 災害義援金品募集（配分）委員会の運営を行うこと
日本放送協会（NHK） 札 幌 放 送 局	気象予警報、被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと
日 本 通 運 株 式 会 社 小 樽 支 店	災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと
北海道電力ネットワーク 株式会社小樽支店 倶知安ネットワークセンター （南1西2及び北4東6）	(1) 電力供給の防災対策を行うこと (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること
北海道電力株式会社 倶知安水力センター （北4東6）	(1) 所管の電力施設等の防災管理を行うこと。 (2) ダム等の放流等に関し、関係機関と連絡調整を図ること。
日 本 郵 便 株 式 会 社 倶 知 安 郵 便 局	(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。 (2) 郵便の非常取扱いに関すること。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。 (4) 倶知安町との相互協力に関する協定に基づく支援活動を行うこと。

7. 指定地方公共機関

機関名	事務又は事業
北海道放送株式会社 札幌テレビ放送株式会社 北海道テレビ放送株式会社 北海道文化放送株式会社 株式会社テレビ北海道 株式会社エフエム北海道 株式会社エフエムノースウェーブ	気象等の予警報及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関する業務を行うこと
一般社団法人 羊蹄医師会	災害時における救急医療を行うこと
後志歯科医師会	災害時における歯科医療を行うこと
公益社団法人 北海道獣医師会及び支部	災害時における飼養動物の対応を行うこと
一般社団法人 北海道薬剤師会及び支部	災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと
倶知安土地改良区	(1) 土地改良施設の防災対策を行うこと (2) 農業水利施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと
一般社団法人 北海道バス協会	災害時における人員等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと
札幌地区トラック協会 後志支部	災害時における緊急物資及び災害対策用資材の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと
倶知安地区 警備業連絡協議会	災害時における交通誘導業務及び避難所の警備等について関係機関の支援を行うこと
小樽建設協会	災害時における応急対策業務に関すること
倶知安建設業協会	災害時における応急対策業務に関すること
倶知安電設会	災害時における応急対策業務に関すること

8. 公共的団体

機関名	事務又は事業
ようてい農協倶知安支所	(1) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧対策を行うこと。 (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと。 (3) 共済金支払いの手続きを行うこと。
倶知安商工会議所	災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること。
一般病院・医院・診療所	災害時における医療及び防疫対策について協力すること。
運送事業者	災害時における救援物資及び応急対策物資の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと。

第 6 節 町民及び事業者の基本的責務等

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するものとする。

第 1 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町、道、及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

（１）平常時の備え

- ア 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- イ 「最低 3 日間、推奨 1 週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- ウ 隣近所との相互協力関係のかん養
- エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- カ 町内会や自治会における要配慮者への配慮
- キ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- ク 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う。

（２）災害時の対策

- ア 地域における被災状況の把握
- イ 近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- ウ 初期消火活動等の応急対策
- エ 避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- オ 町・道・防災関係機関の活動への協力
- カ 自主防災組織の活動

（３）災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第 105 条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努めるものとする。

第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、道、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

（1）平常時の備え

- ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- イ 防災体制の整備
- ウ 事業所の耐震化の促進
- エ 予想被害からの復旧計画策定
- オ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- キ 取引先とのサプライチェーンの確保

（2）災害時の対策

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

（1）町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設の施設管理者を含む。）（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

（2）地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。

（3）町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

（4）町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

（5）町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人一人が自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第 4 町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。